## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第9条 溢水による損傷の防止等

 泊発電所 3 号炉審査資料

 資料番号
 資料 6 - 4

 提出年月日
 令和5年6月14日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	資料全般	誤記修正「,」⇒「,」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	資料全般	誤記修正 「,」⇒「,」	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	資料全般	用語統一 「全て」⇒「すべて」 「出来る」⇒「できる」 「など」⇒「等」等	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9–1	条文間整合のため目次を修正した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	目次	条文間整合のため目次を修正した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添-ii	ページ番号修正	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9 条-別添1-55~57	・地震時に一次系放水ピット開口部から原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出させない方針とし、電気建屋内の溢水水位を見直した。 ・なお、電気建屋内の溢水水位については、一次系放水ピット隔壁に生じたひび割れから電気建屋内に漏えいし、電気建屋内の溢水水位が一次系放水ピットと同じ水位まで上昇する可能性を考慮する。 ・具体的には原子炉補機冷却海水放水路(以下、補機放水路という)の上端高さであるT.P.8.7mまで、一次系放水ピット水位が上昇し、電気建屋内も同水位まで水没する想定としている。 ・T.P.8.7mについて、原子炉補機冷却海水等の系統排水によって、補機放水路が満水になることはないため、保守的な設定となっている。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9 -別添1-97, 98	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9 条-別添1-56,57	・原子炉補機冷却海水ポンプ4台起動時に一次系放水ピットの水位は T.P.8.1mであり,原子炉補機冷却海水放水路の流路開口上端のT.P.8.7mより 低く,一次系放水ピット隔壁のひび割れを考慮した電気建屋内の溢水水位を T.P.8.7mに設定することは保守的な設定である。 ・上記,水位設定の保守性について,資料に記載反映している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-98	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9 条-別添1-66	循環水ポンプ建屋のうち取水ピットポンプ室におけるひび割れに対する考え 方について記載を追加した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9 −別添1−112	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9 条-別添1-66	・地下水排水設備については、想定される事象等を考慮し、信頼性向上対策を施すことで、供用期間の全ての状態において機能喪失しない設計とすることを踏まえ、記載を適正化している。 【変更前】・なお、地下水排水設備については、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とする。((2)項の最後になお書きで記載) 【変更後】・地下水排水設備については、想定される事象等を考慮し、信頼性向上対策を施すことで、供用期間の全ての状態において機能喪失しない設計とするものの、仮に湧水ピットポンプ停止・・・(前提条件として、(2)項の冒頭に記載)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9 -別添1-111	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DBO9 r.9.0)	9条-別添1-添9-8	検討結果として以下を追記した。 「最大残留ひび割れ幅は「維持管理指針」に示される評価基準である 「0.2mm」を超えないことを確認した」	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9条-別添1-添10-15~19,30~36	・電気建屋に記載されていた溢水伝播経路の凡例を削除した。 ・添付資料10においては、溢水防護区画がある建屋の溢水伝播経路を示すべきところ、溢水防護区画に関係しない電気建屋への経路が混在していたことから、記載を適正化している。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添10-20~24, 35~41	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.X.Y)	9-別添1-添11-1	相違理由欄に「記載表現の相違」が漏れていたため、記載した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DBO9 r.9.0)	9条-別添1-添16-2, 3	表4と表5の出入管理建屋及び電気建屋の溢水量について,系統溢水量が実際の隔離時間の溢水量となっていたので,隔離時間を80分と想定した溢水量に修正した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添16-5, 6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添1-添16-2	表4の循環水系統の系統溢水量について、循環水ポンプ建屋の配管径を用いていたため、タービン建屋の配管系を用いた数値に修正した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添16-4	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-添16-2	表3に循環水系統の溢水量を追加した。 本修正に伴い,以降の表番号を変更した。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添16-4	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-添22-4	評価エリア番号「3RB-K-N4」の備考欄の記載について、伝播経路を見直した ことにより、以下のとおり修正した。 誤:「階段室を経由して」 正:「エレベータを経由して」	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添22-7	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-添27 全般 9条-別添1-添28 全般	・電気建屋及び出入管理建屋の溢水経路図について,溢水経路を示す対象を 各建屋内で生じる溢水のみとしている。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添27 全般 9-別添1-添28 全般	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.9.0)	9-別添1-添30-13	(b) 床面開口部及び床貫通部 の記載を大飯に合わせた記載に修正した。 (別添1本文の修正の反映)	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.7.0)	9条-別添1-添30-16	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-添30-4 9条-別添1-添30-5	・誤記修正 (誤) 「考量」⇒(正) 「考慮」 ・以下の文言を削除した。 「循環水管の破損評価は全円周状破損を想定する地震による溢水評価が支配 的となることから、地震起因による溢水評価で代表した。」	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-添30-4 9-別添1-添30-5	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補2-5	相違理由欄に「記載表現の相違」が漏れていたため、記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補11-19 <sup>~</sup> 32	「なお、地震時において扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切り替えることとする。この場合の漏えい箇所の特定に要する時間は、上記の時間(出入管理建屋・電気建屋:20分、タービン建屋:5分)を下回ることから、評価では漏えい箇所の特定に要する時間(出入管理建屋・電気建屋:20分、タービン建屋:5分)を考慮する。」ことを補足説明資料11に反映した。また、図2 地震時の隔離操作時におけるアクセス通路の凡例に「※扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切り替える。詳細については、別紙4に記載する。」ことを併せて反映した。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補11-36	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-20 <sup>~</sup> 25 9-別添1-補11-44	「なお、地震時において扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切り替えることとする。この場合の漏えい箇所の特定に要する時間は、上記の時間(出入管理建屋・電気建屋:20分、タービン建屋:5分)を下回ることから、評価では漏えい箇所の特定に要する時間(出入管理建屋・電気建屋:20分、タービン建屋:5分)を考慮する。」ことを補足説明資料11に反映した。また、図2 地震時の隔離操作時におけるアクセス通路の凡例に「※扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切り替える。詳細については、別紙4に記載する。」ことを併せて反映した。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-2~3	相違理由欄に「記載表現の相違」が漏れていたため、記載した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-8	追而枠が記載されていなかったため、記載した。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-11,13	アクセスに要する時間について、一律水深10cmの条件で算出していることを 記載した。また、相違理由についても、溢水水位にかかわらず、水深10cmで アクセスに要する時間を算出していることを記載した。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-36	追而の表現を以下のとおり見直した。 誤:「下表」 正:「以下」	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補11-8, 18	アクセスに要する時間について,一律水深10cmの条件で算出していることを 記載した。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DBO9-9 r.7.0)	9条-別添1-補11-33	追而の表現を以下のとおり見直した。 誤:「下表」 正:「以下」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補11-3	・表2に循環水ポンプ建屋へのアクセス性評価結果及び循環水ポンプ建屋の 漏えい箇所特定における時間を追加した。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-3	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補11-35	・漏えい箇所の特定時間時間として10分が保守的なことを以下のとおり記載した。 「上記の算出結果より、補足説明資料12「想定破損評価における隔離時間の妥当性について」及び補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」にて整理している漏えい箇所特定に要する時間(出入管理建屋・電気建屋:20分、タービン建屋:5分、循環水ポンプ建屋:10分)は十分保守的な設定である。」	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補11-44	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補12-16	・3.2の隔離例として、循環水ポンプ建屋内の循環水系統の隔離時間の評価例を示す旨を記載した。 ・配管破断による異常を早期に検知する手段として「④ 漏えい検知器による警報(漏えい検知)」を追加した。また、本追加に伴い、検知手段の数を「3つ」から「4つ」に変更した。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補12-22	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補12-17, 19 <sup>~</sup> 20	・隔離に必要な時間例として,「循環水ポンプ建屋内の循環水系統」を追加 した。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補12-22, 27 <sup>~</sup> 31	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補12-21	循環水ポンプ建屋の循環水系統の隔離時間を追加したことにより、表7-3を 追加した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補12-34	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補12-24	循環水ポンプ建屋の循環水系統の溢水量の算出根拠を記載した。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補12-35,36	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DBO9 r.9.0)	9条-別添1-補13-5	エネルギー配管の検知性確認結果に循環水ポンプ建屋の漏えい検知器を追加 した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9-別添1-補13-11	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9 条-別添1-補14 全般	以下の保守的な条件を明記した。 ・隔離時間の設定において,算出時間並びに実測時間に保守性を持たせた値を評価に用いる隔離時間としている。 ・溢水が滞留しないエリアであっても全エリアに10cmの溢水水位を想定し、水深10cmにおける歩行速度を用いて移動速度を算出している。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9 -別添1-補14 全般	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9 条-別添1-補14 全般 9条-別添1-補35-2	「事象の判断」から「時間余裕」に記載表現を見直した。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9 -別添1-補14 全般 9 -別添1-補35-4	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補22-34	蒸気暴露試験を実施した中継端子箱と同様な構成部品であり問題ない旨を記載した。	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補22-43	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9条-別添1-補22-35	電気ヒータの金属製の構成部品を明確化した。 旧:「一」 新:「ヒータ」	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9-別添1-補22-44	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.9.0)	9条-別添1-補34-3	図1の記載を充実し、耐震Cクラス(バウンダリ機能維持)の対象配管(系統)を整理した	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補34-3	図1の記載を充実し、耐震Cクラス(バウンダリ機能維持)の対象配管(系統)を整理した	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添1-補34 全般	防護対象区画である海水ポンプエリアと防護対象区画外である循環水ポンプエリア及び海水ストレーナ室について,それぞれの溢水影響評価を記載するよう構成を見直した。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補34 全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添1-補36-12,15	誤記訂正 「原子炉補機冷却海水系戻り統配管」⇒「原子炉補機冷却海水系統戻り配 管」	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補36-27	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9-別添1-補38-3	別ハザードからの溢水影響について,追而としていた地滑りの記載を反映 し,追而を解消した。	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.7.0)	9条-別添1-補38-2	同上	
		5/31―5世出時の海正化内容	'	
	以上,	3/31 位征山村以旭亚化州名	でのす。以降は, 指旋山後の旭丘心的谷でかす。	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-27	4月のヒアリング時に提出したまとめ資料において、(2) 没水の影響に対する防護設計方針のc.の記載を女川2号炉と同様の記載に修正した。今回、当該記載が伊方3号炉とも同様であることを示すため、伊方の記載をテキストボックスにて貼り付けた。なお、想定破損による溢水に対して、応力評価により高エネルギー配管の破損想定除外または高エネルギー配管の破損形状を低エネルギー配管相当の貫通クラック想定を行うことにより、溢水量を低減する方針は伊方3号炉と同様である。	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-34	低エネルギー配管の破損形状の想定について、循環水ポンプ建屋内の循環水管は、伸縮継手部の貫通クラックを想定していることを明確化するため、記載を適正化した。 また、5/25の審査会合資料について、上記に関連する記載に誤記があったことから修正した。(該当は4頁表5-1内の記載)	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-47	同上	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.10.0)	9条-別添1-55	「10 電気建屋からの溢水影響評価」に、原子炉補機冷却海水放水路にかかわる以下の記載を追加している。 (5)原子炉補機冷却海水放水路電気建屋における没水水位の評価において、原子炉補機冷却海水系統等の排水経路である原子炉補機冷却海水放水路は、基準地震動による地震力に対して通水機能を確保する設計とすることを考慮する。また、原子炉補機冷却海水放水路及び一次系放水ビットには津波を遡上させない方針とすることから、電気建屋内への津波流入は考慮しない。	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-97	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.10.0)	9条-別添1-添13-5 9条-別添1-添14-6 9条-別添1-添15-8 9条-別添1-添25-4~9 9条-別添1-補27-1 9条-別添1-補29-2	・高エネルギー配管及び低エネルギー配管の応力評価結果並びに耐震B,Cクラス機器の耐震評価結果については、「基準地震動確定後に評価結果を反映する」として追而扱いとしていたが、基本設計段階においては評価結果は暫定条件を用いた評価結果を示し、正式条件を用いた評価結果は詳細設計段階で提示することをまとめ資料に記載し、追而は解消した。・また、想定破損除外する系統配管の減肉評価についても、肉厚測定対象系統の応力評価結果を踏まえて余寿命評価を実施することから、詳細設計段階で評価結果をですこととして追而は解消した。・耐震B,Cクラス機器の補強内容について、現在設計検討中の機器については補強内容のみを記載し、工事概要は詳細設計段階で示すこととして追而は解消した。	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-添13-9 9-別添1-添14-9 9-別添1-添15-12 9-別添1-添25-5~10 9-別添1-補27-1 9-別添1-補29-4	同上	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-補9-1~6	溢水防護対策の主要な施工対象範囲について,基準地震動確定後の評価結果により見直し要否を検討するため追而扱いとしていたが,今後,使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量が増加した場合でも,溢水防護対策の施工範囲には変更が無いことの見通しを得たため,追而は解消した。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補9-1~6	同上	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-補11-4,7,17,33	想定破損時及び地震時における隔離操作時のアクセス性について,アクセス 区画の溢水水位を追而としていたが,基本設計段階においては評価結果に変 更は無いため,追而は解消した。 また,現場操作時の線量評価についても,追而を解消した。	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補11-5, 8, 18	同上	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.10.0)	9条-別添1-添21-1	以下のとおり、記載を適正化した。 (誤) 溢水量 (屋内消火栓) = 46.8 [m³/h]×放水時間 (正) 溢水量 (屋外消火栓) = 46.8 [m³/h]×放水時間	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-添21-6	同上	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-補8-1	止水に期待する設備のうち、湧水ピット設置床に設置されるハッチの止水処置については、止水処置の詳細仕様等について検討中であるため、止水性については詳細設計段階で示す方針であることから、その旨の記載を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補8-1	同上	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-補11-33	運転員による現場操作時の線量影響について,地震時と想定破損時の説明が 混在していたため,記載を書き分けた。 また,想定破損時の線量評価について記載を充実した。	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補11-36	同上	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-38 9条-別添1-53	誤記修正 (誤) 「又は」⇒ (正) 「が」 (誤) 「28,370m³」⇒ (正) 「40,990m³」	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-54 9-別添1-91	同上	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-添9-3	表1 (3/3) の安全系計装盤室に設置する設備(今後新規設置予定)を「水密扉」としていたが、「止水板」に変更した。また、今後詳細設計を精査するに伴い変更が生じる可能性がある旨を注記に記載した。	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-添9-3	同上	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-40 9条-別添1-添21-1 9条-別添1-補15-1 9条-別添3-1	誤記修正 (誤) 「評価ガイド」⇒(正) 「溢水ガイド」	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-60 9-別添1-添21-5 9-別添1-補15-1 9-別添3-1	同上	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-53 9条-別添1-補35-3, 4	誤記修正 (誤)「津波襲来」⇒(正)「津波来襲」	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-92 9-別添1-補35-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.10.0)	9条-別添1-補22-36, 37	・耐性試験の文言を蒸気暴露試験に統一した 電気ヒータに対する蒸気の直接噴射による耐性試験は、現場の実際の蒸気配管の敷設ルートと電気ヒータの設置位置を踏まえ、配管破損想定箇所と電気ヒータ間で一番近接している距離よりも更に近づけた状態で、電気ヒータの中で蒸気の影響を受けやすい構成部品に対し蒸気を直接噴射して保守的に試験を行っていること、また、試験体全体を覆って蒸気暴露するように考慮していることから蒸気暴露試験と同等と考え、記載を適正化した。	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補22-45~47	同上	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.10.0)	9条-別添1-補22-34, 35	電気ヒータの蒸気暴露試験の結果を示した参考資料については、3.評価結果(2)送風機モータに、「上記の評価により、送風機モータの耐蒸気性能は確認できたものの、電気ヒータの構成部品のうち送風機モータのみ蒸気暴露試験による健全性を確認していないことを踏まえ、更なる信頼性確保の観点で送風機モータに対して蒸気の直接噴射による蒸気暴露試験を行うこととした。試験結果を参考資料に示す。」及び、電気ヒータの送風機モータの詳細評価欄(別表1)に、「(蒸気の直接噴射による蒸気暴露試験の結果は参考資料参照)」を追記した。	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補22-44	同上	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補22-45	実機評価の位置付けについては、相違理由に「詳細設計段階では、送風機モータの蒸気暴露試験について、設計の妥当性を示す。」ことを明記した。	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補22-43	現状の資料の記載に合わせて、相違理由欄を見直した。 旧:機器仕様から耐環境温度を確認していたが、先行PWRとして評価実績の あるモータ机上評価と同様、机上評価にて 新:構成部品の各々に対して試験及び机上評価を行い、	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.10.0)	9条-別添1-補22-36,37	蒸気の直接噴射による蒸気暴露試験装置を用いた試験方法の説明を追記した。	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止(DB09-9 r.8.0)	9-別添1-補22-47	同上	